



414
A1003



邦金融保險機關ハ左ニ示ス如クニシテ

天
正
十
一
年
四
月
限
候
爵
邸
寄
贈

一般銀行
及貯蓄銀行

高工農

日本勸業銀行
農工銀行

農工
地方團體
二十人以上組合

金貸業

小農
小工
小商

質

屋

工 商

保

險

生命

農 工 商

火災

工 商

海上 商

農業 十ニ

稍々具備セルカ如クナリトモモ小農工ノ組合
共同事業ニ至ラハ尚ホ大ニ缺ケタルモアリ
而シテ組合ノ種類ハ普通ニ五種ニ止マル

モノニシテ

信用

製産

販賣

原料購入交換

器具使用

組 合

所謂産業組合法案ニ於テモ此ノ五種組合

編成ヲ目的トセリ

此等組合ノ必要ナルハ勿論ニシテ一日モ速ニ其設
ヲ図ラサルハカラスト雖モ此等組合ノ目的トスル所
經濟上直接ノ生産分配交換消費ニ外ナラスニテ

之ノミテハ未タ満足ニ難キ所アリ莫不備ナル点トハ
何トヤ

- 一、農工業改良発達ヲ図ルコト
 - 二、組合員ノ災害保険共済ノコト
 - 三、組合員争論仲裁ノコト
 - 四、組合員ノ教育知識完登ノコト
 - 五、組合員徳義養生ノコト
 - 六、自治自助節^節儉ノ美風奨励ノコト
- 要スルニ智力徳育ヲ進歩セシメ無形ノ改良ヲ共同
ニテ実行スルコト能ハサルニアリ

目下ノ急務ハ有形の生産増加策ヲ講スルニアルハ勿
論ナリト出尚望ムハケニハ無形の改良発達ヲモ
図ラサルハカラス是レ社会ハ有形上ノ進歩ノミヲ
以テ完全スルモノニアラサルノミナラス無形の進歩
ハ有形ノモノヲ援助スル所以ナルヲ以テナリ果シテ
然ラハ如何ニセハ能ク此ノ目的ヲ達シ得ヘキヤノ
問題ヲ決定セサルハカラス
凡ソ事物ヲ創始スルヨリハ既存ノモノアラハ寧日
之ニ改良補正ヲ加ヘ之ヲ利用ヲ擴張スルヲ以テ
得策ナリトス本邦章ニ農会及各種工業組合

存スルアリ宜シク此等ノ機関ヲ改良シ其組織ヲ改善シ其作用ヲ擴張シ以テ既ニ陳述セル六箇ノ働キヲ爲スモノヲラシムルニ如カス

之ニ及シテ若シ現在ノ儘ニ放棄シテ省ニサルトキハ農會ノ效用ハ小ニシテハ種子ノ交換大ニシテ農事談話會タルニ止ムルハ各種工業組合ニ至テハ殆ト何等ノ實益ヲモ與ヘサルモノトナルヘシ此ノ如キハ独リ此等機關ノ爲メニ惜ムヘキノミナラズ一方ニ差迫レル經濟組織ヲ完備シ生産機關ヲ揃ヘ以テ列國ノ競争ニ堪フルノ準備ヲ爲スヘキ

必要ヲ充スエト能ハサルヘシ彼レ歐米ノ先進國ニ在テハ一般銀行ノ外ニ左如ク各種ノ機關ヲ具備セリ

中央地抵當銀行	有ス	佛
地方地抵當銀行	有ス 然レハ中央ノ外 派七十三アリ	獨
農會	有ス 千三百アリテ中 央銀行ノ農 業者ト中間 三層ヲ媒ハス	伊
	有ス 其數六十ナリ其他各地 改良レトナヤリテ銀 行等アリ	
	有ス 排水灌漑開墾等 ヲ目的トセルモノ數多 アリ	

農會各種工業組合、改良擴張

必要ナルハ勿論、單ニ保險金融ニ関スル事項ノ

ミヲ舉ケルモ

保險会社ノ取締

農業保險方ノ開始、先ニ備荒貯蓄法ノ改訂

繼續

職工脅迫貯金及保險養老方法ノ設置

庶民銀行法ノ制定

質屋ニ関スル立法

如キハ極メテ其緊要ナルモノト認ム

